

平成28年第2回辰野町議会定例会会議録(17日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開催年月日 平成28年3月17日 午後2時開議
3. 議員総数 14名
4. 出席議員数 13名
  - 1番 岩田 清
  - 2番 根橋 俊夫
  - 3番 向山 光
  - 4番 中谷 道文
  - 5番 山寺 はる美
  - 6番 堀内 武男
  - 7番 篠平 良平
  - 8番 小澤 睦美
  - 9番 瀬戸 純
  - 10番 宇治 徳庚
  - 11番 熊谷 久司
  - 12番 垣内 彰(欠席)
  - 13番 成瀬 恵津子
  - 14番 宮下 敏夫
5. 会議事項
  - 日程第1 議案第13号 辰野町行政不服審査会条例の制定について
  - 日程第2 議案第25号 辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 日程第3 議案第21号 辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
  - 日程第4 議案第1号 平成28年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、
    1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内水道費、6. 農林水産業費
    7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、14. 予備費
  - 議案第2号 平成28年度辰野町上水道事業会計予算
  - 議案第3号 平成28年度辰野町簡易水道特別会計予算
  - 議案第4号 平成28年度辰野町公共下水道特別会計予算
  - 議案第5号 平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
  - 議案第6号 平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
  - 議案第11号 平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算

- 日程第5 議案第1号 平成28年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、  
3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10教育費  
議案第7号 平成28年度辰野町国民健康保険特別会計予算  
議案第8号 平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算  
議案第9号 平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第10号 平成28年度町立辰野病院事業会計予算  
議案第12号 平成28年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第6 議案第25号 平成27年度辰野町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第7 議案第28号 平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 請願・陳情についての委員長報告
- 日程第9 追加提出議案の審議について  
議案第38号 平成27年度辰野町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第10 議員提出議案の審議について  
発議第1号 放射性物質を含む廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の提出について  
発議第2号 安全保障関連2法の廃止を求める意見書の提出について
- 日程第11 辰野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第12 議会閉会中の委員会の継続審査について
6. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	一ノ瀬 元 広	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	飯 澤 誠	こども課長	石 川 あけみ
会計管理者	宮 原 修 二	住民税務課長	赤 羽 博
保健福祉課長	守 屋 英 彦	建設水道課長	小 野 耕 一
生涯学習課長	桑 澤 英 明	税務担当課長	伊 藤 公 一
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

7. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	武 井 庄 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

## 8. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第2番 根 橋 俊 夫

議席 第3番 向 山 光

## 9. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

町内小中学校の卒業式も無事終わり、桜の花の開花が待ちどろしい本日、本定例会、最終日を迎えました。定足数に達しておりますので、第2回定例会第17日目の会議は成立いたしました。ここで欠席届の報告が出ております。垣内彰議員より病気治療のため欠席届が提出されております。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、議案第13号、辰野町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長(根橋)

それでは条例審査の委員会報告をいたします。本定例会初日に当委員会に付託されました、議案第13号、辰野町行政不服審査会条例の制定についての審査結果を報告いたします。3月11日午後4時から、総務産業常任委員会室において委員全員及び担当課長等出席のもと、慎重に審査を行いました。以下その概要を報告します。本条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の全部改正に伴い新規に町に行政不服審査会を設置するために制定するものであります。質疑では、本制度の運用に関して「最近の5年間で旧制度による不服申し立て事件はどのくらいあったのか」との質問に「特に何もなかった」との答弁であります。また、「本制度において審査請求が最も考えられる処分はどのようなものが想定されるのか」との質問に対し「固定資産税を除く課税処分が考えられる」との答弁でした。他に質疑はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により可決すべきものと決しました。審査結果は以上であります。議員全員の賛成により原案可決くださいますようお願いし、報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議長

討論を終結いたします。これより議案第13号、辰野町行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号、辰野町行政不服審査会条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。日程第2、議案第20号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。日程第3、議案第21号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。以上、2議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、堀内武男議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長(堀内)

それでは議案第20号、並びに議案21号に対して委員会に付託された内容につきまして審査結果を報告いたします。議案第20号につきましては平成26年6月、介護保険制度改定により平成28年度より通所介護サービスにおいて従来、長野県が主管していた19人未満の通所サービスを各市町村に権限移譲するものです。人員、設備及び運営に関する基準の改定等により、所要の規定整備をするための条例の一部を改定するものであります。ここに第2章の2項に、地域密着型通所介護における基本方針、人員に関する基準等1節から5節を追加し管理を行うもので、町がその責務を負うものであります。事業者は従来、県に対しての報告義務が今後、町となり、また第54条以下、変更点が多岐に渡りましたので分かりづらいため新旧対照表を提出いただき確認をいたしました。事業所に対して変更内容の確実な提示と管理義務を負う町の体制作り及び、管理の徹底を行うよう意見が出されました。検討の結果、特に問題はなく委員全員一致で可と決しました。

議案第21号は、指定地域密着型介護予防サービスの事業及び、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改定に伴い、所要の規定整備をするための条例を一部改正するものですが、運用上の2項に、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に対して「運営推進会議」の設置と活動報告の義務付け、記録の作成及び公表について。2番目として、居住者等に対しても介護の提供を行うよう義務付ける、等を追加するものです。これが追加されたものですが、説明では辰野町において認知症対応事業者はないとのこと。特に問題はなく、委員全員一致で可と決しました。以上、2議案に対し全議員の賛同をいただき、可決くださいますようお願いいたします。以上、委員長報告とします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

○岩田（1番）

21号の方なんですけれども、2ページの上から5行目くらいですか、非常に分かりにくいんですけれども、「所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会」として括弧で（以下この項において「運営推進会議」という。）ふうに名前を付けるわけなんですけれども、「を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。」というんですけれども、これ今年の4月からこれがもう施行されるわけなんですけれども、これは何名程度でどういう形で運営委員会が構成されるのか、それから助言を聞く機会というのは、いつからそれを行うというふうに予定されているのか、ちょっとその辺を伺いたいんですけれども。

○福祉教育常任委員長（堀内）

委員長報告の中で話をさせていただきましたんですけど、少なくとも現状ではですね、辰野町では運用する事業者がないということでしたので、細部にわたっての審議ということはありません。

○議長

ほかにありませんか。

○岩田（1番）

そうすると設置義務、これは必ずしも、必ず設置しなければならないという義務はな

いわけですね。そういうふうになんか受け取れましたけど。

○福祉教育常任委員長（堀内）

設置しなければならないのですが、とりあえず、それは基準としては設定されているんですが、とりあえず辰野町としてはその事業者がないので、すぐに運用する状況ではないということです。

○議 長

ほかにありますか。

（な し）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

（討論 なし）

○議 長

討論を終結いたします。これより日程第2、議案第20号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号、辰野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。日程第3、議案第21号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第21号、辰野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、

委員長報告のとおり可決されました。日程第4、議案第1号、平成28年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出の内、1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内、水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、12. 公債費、14. 予備費。議案第2号、平成28年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成28年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第11号、平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算、以上7議案を一括議題といたします。総務産業常任委員会における審査結果を総務産業常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○総務産業常任委員長（根橋）

それでは28年度予算関係についての審査結果を報告いたします。本定例会初日に当委員会に付託されました、議案第1号、平成28年度辰野町一般会計予算の歳入全部、歳出のうち1. 議会費、2. 総務費、4. 衛生費の内、水道費、6. 農林水産業費、7. 商工費、8. 土木費、9. 消防費、11. 災害復旧費、12. 公債費、及び14. 予備費。議案第2号、平成28年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成28年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第11号、平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算についての審査状況を報告します。3月10日午前9時30分から、全員協議会室において総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の合同委員会を開催し、委員全員出席のもと、町長、副町長、住民税務課及びまちづくり政策課の担当職員から歳入全部についての説明及び質疑を行い、同日午前11時15分からは総務産業常任委員会室において、委員全員し副町長及び関係課担当者職員出席のもと、歳出についての審査を行いました。また、翌日の3月11日は、午前9時から総務産業常任委員会室において、委員全員出席し町長及び関係課担当職員出席のもと慎重に審査を行い、3月14日は午前9時から9カ所について現場調査を実施いたしました。以下、質疑を中心にその概要を報告いたします。まず、議案第1号、平成28年度辰野町一般会計予算に関しての審査結果を報告します。質疑について、まず歳入については3月10日の合同委員会における質疑は省略いたします。その後の当委員会の審査では、特に他に質疑はありませんでした。2. 歳出のうち議会費については負担金に関して、「議員共済組合負担金の内容は何か」との質

問に対し「制度はすでに廃止されているが、現在支給している退職議員の分について、共済組合の請求により負担をしている」との答弁でした。なお、現在の対象者は16人とのことです。総務費については、ア、一般管理事務の委託料に関して「マイナンバー研修はどのように実施するのか」との質問に対し「全職員を対象に、制度そのものの理解を深めるために実施する」との答弁でした。イ、一般管理事務の補助金に関して、「自治会活動保険の内容は」との質問に対して「区単位で加入している保険でお祭り、レクレーション、間伐、除雪などが対象。現在すべての区が加入している」との答弁でした。また、「職員自己啓発活動助成の対象は」との質問に対し「経費の3分の2以内で1万円が限度。教材費等が対象で、旅費は対象外」との答弁でした。ウ、財産管理の委託料に関して「公会計財務書類作成委託料の内容は」との質問に「現金主義会計から発生主義会計に変更をめざしており、財務4表を作成する費用である」との答弁でした。エ、財産管理の補助金に関して「地区公園等遊具修繕事業には撤去費用も含まれるか」との質問に「撤去も含まれる」との答弁でした。オ、企画事務の負担金に関して「辰野駅開業110周年記念事業はどのような内容か」との質問に対して「今後JRと協議をしたい。小野駅も考えている」との答弁でした。カ、企画事務の委託料に関して「湯にいくセンターの従業員のうち地元の人が比較的短期で退職しているようだが、実態はどのようなのか」との質問に「詳細は把握していないが、実態については現地調査の際にデーターを示す」との答弁でした。なお、14日の現地調査に際に勤務実態が報告されました。キ、公共交通事業の委託料に関して「バスの運転手の安全運行管理はどのように行っているか」との質問に「職員の健康管理体制について十分な体制をとっているか審査をしている。若年の運転手の確保をお願いしている」との答弁でした。ク、賦課徴収費の委託料について「鑑定委託料の内容は」との質問に「土地の固定資産税の課税にあたり鑑定価格により対応できるので協会にはいつている鑑定士に委託したい」との答弁でした。また、「相続財産管理人はいるのか」との質問に「司法書士か弁護士を選任する」との答弁でした。ケ、戸籍・住民基本台帳費の需用費に関して「マイナンバーは現在どのくらい発行されているのか」との質問に「28年2月末現在で1,108名であり、3月10日現在で900枚届いている」との答弁でした。コ、防災事業費の補助金に関して「防災士取得補助金について、対象者と人数は」との質問に対し「消防団の分団長6人と一般から1名を考えている」との答弁でした。サ、企画費の移住・定住関係で「移住定住に関することで集落支援員はどのような活動を行うのか」との質問に、「すでに内



定しているが1級建築士の資格を持ち、協力隊員と連携しながら支援員をコーディネートしていく仕事である。支援員は地域からの申し出に基づき町長が推薦する。協力隊員は2名を予定している」との答弁でした。また、「集落支援員の活動拠点はどこか」との質問に「パルティスを考えている」との答弁でした。シ、交通安全対策費の工事請負費に関して「交通安全対策で、毎年PTAから要望が出されているが、考慮されているか」との質問に「予算に反映させている」との答弁でした。また、「道路照明のLED化についてどのように進めているか」との質問に「町が管理しているものは、切れたときにLEDに交換している。区等で管理しているものは掌握していないが、LED電球交換について要望があれば現物支給の形で対応している」との答弁でした。衛生費の内、水道費については、環境衛生費の補助金に関して「浄化槽補助金の内容は」との質問に「130平方メートル以上の住宅に対し、1件あたり41万4,000円を交付する。2件を予定している」との答弁でした。農林水産業費については、ア、「農業委員と推進委員との役割の違いは何か」との質問に「28年度から制度が変わり農業委員は7名となったが活動は今までと変わらない。推進委員は農地の移動を主に活動するが会議での議決権がないことが異なる」との答弁でした。イ、「農地転用申請に関して計画通りやっていない場合の対応は」との質問に「計画変更手続きとなる。辰野町は、農地法第3条、第4条、第5条、全てについて町で対応ができる」との答弁でした。ウ、「新規就農・経営継承総合支援給付金に関して、対象者はどのような分野か」との質問に対し「果樹が2人、水稲が3人である。45歳未満で、5年間就農することが条件である」との答弁でした。商工費については、ア、「ほたるの保護育成に関して、カワニナはどのように確保しているか」との質問に「現在は一部は購入しているが、増殖を考えている」との答弁でした。イ、「地域コーディネート業務委託はどのような事業か」との質問に、「民間企業の2名の職員に委託しパルティスを拠点にして、企業と企業のドッキングや課題解決のワークショップなどを通じて交流を深めるなどの活動を進める」との答弁でした。土木費については、ア、道路整備に関して「東西線改良の今後の見通しは」との質問に対し「用地買収が困難を抱えている。引き続き用地交渉を進めたい」との答弁でした。イ、駅前の都市計画に関して、「街並み整備計画を策定すれば都市計画の網が外れるのか」との質問に対し「地元地区の住民合意が必要であるが、街並み計画を作るということは住民合意が必要であるので、網を外す前提となる。計画で駅前広場計画が変更になれば街路計画も変更になり都市計画の変更につながる」との答弁でした。ウ、町営

住宅管理事業に関して、「一部新規入居を停止している住宅はどのように管理するのか」との質問に対し、「入居者がいる間は必要な修理を行う。その後は、売却等を考えたい」との答弁でした。エ、定住促進奨励金や住宅リフォーム補助制度に関して「制度のPRや建築業者等への周知はどのように行うか」との質問に「ホームページに載せるほか産業振興課との連携を強化して、新たなPR方法を検討していきたい」との答弁でした。また、「この制度は経済効果が大きく良い事業だと思われるが、どのくらい継続していくのか」との質問に「5年間は継続したい」との答弁でした。消防費について。ア、消火栓の新設に関して、「各区からの要望実態はどうなっているか。順番待ちの状態か」との質問に「各区から要望が多く出ているので、毎年2ヵ所くらいの計画で実施したい。用地は区で確保してもらうようにしている」との答弁でした。災害復旧費、公債費、予備費については特に質疑はありませんでした。採決の結果、一般会計の歳入全部及び歳出のうち当委員会に付託された部分については、特に異議はなく、全員の賛成により可決すべきものと決しました。議案第2号、平成28年度辰野町上水道事業会計予算の審査について報告します。質疑では、職員の雇用に関して「臨時職員が増えているがどのような業務を行っているのか」との質問に「施設を毎日巡回しての維持管理業務に1名、下水道と合わせての台帳整備に1名、簡易水道及び一部上水の巡視や検査業務への対応に1名、合計3名を雇用している」との答弁でした。他に質疑はなく、採決の結果、特に異議はなく、全員の賛成により可決すべきものと決しました。議案第3号、平成28年度辰野町簡易水道特別会計予算の審査について報告いたします。簡水事業の今後の事業あり方について「徐々に統合が進んだ場合、簡水ごとの会計処理はどのようになるのか」との質問に対して「現在、町の予算は起債償還費と検査費のみを計上している。他の費用については、それぞれの組合負担となっている。簡水ごとの個別計算はできるが、今後は費用負担の統合を考えていきたい」との答弁でした。他に質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく、全員の賛成により可決すべきものと決しました。議案第4号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計予算の審査について報告します。質疑では、ア、委託料に関して、「県道与地辰野線実施設計計画の内容と実施範囲は」との質問に対し「範囲は県道事業の進捗に合わせて実施することになる。道路型により高低差ができるので、道路の西側で接続するように設計したい」との答弁でした。イ、工事請負費のマンホール点検に関して「点検業務はどのように実施するのか」との質問に対し「センサーを設置してあるマンホールは2ヶ月に1回、センサーのないものは

毎月点検している。異常があれば業者に対応を依頼している。マンホールは小野特環下水道と合わせると100基ほどある。」との答弁でした。他に質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員の賛成により可決すべきものと決しました。議案第5号、平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算の審査について報告いたします。質疑では、工事請負費の定置式脱水機設置工事に関して「完成はいつごろになるか」との質問に「平成29年12月に試運転したい」との答弁でした。他に質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員の賛成により可決すべきものと決しました。議案第6号、平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算の審査について報告します。質疑では、ア、工事請負費の新規公共マス設置工事に関して、「箇所数とこれからも新規であるのか。また町で造成したときの負担はどのようになるのか」との質問に「28年度は1カ所を予定している。工事は町で実施するが費用は組合の負担となる。組合の負担は利用者からの負担金を充てるようになっていく」との答弁でした。イ、「新規加入者の負担金の実態は」との質問に「それぞれの組合でかなりの差があり、数十万円から百万円を超える組合もある。この負担金が、移住・定住事業で新規に住む方にとって大きな障害となることが予想される。施設の老朽化にともなう更新に多額の費用もかかることや公共下水道との統合計画もあり、組合の事情も様々なので、今後議論が必要と考えている」との答弁でした。ウ、討論で、「中山間地域は、移住・定住の候補地となっていることから、農業集落排水処理施設と公共下水道の統合や設備更新に伴う費用負担の在り方、新規加入者の負担金のあり方、簡易水道の上水道への統合推進など課題が多いことから、早期の課題を解決をめざして取り組みを強めるよう要望すべきである」との意見があり、別途町長への要望事項として文書を提出しました。採決の結果、特に異議はなく、全員が賛成し可決すべきものと決しました。議案第11号、平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算の審査について報告します。質疑では、ア、一般会計の繰り入れに関して「今後の見通しはどうか」との質問に「一般会計からの繰り入れについてはリース料が低額になるので、29年度以降は考えていない」との答弁でした。他に質疑はありませんでした。採決の結果、特に異議はなく全員の賛成により可決すべきものと決しました。総務産業常任委員会付託されました平成28年度予算審査に関する審査結果は、以上のとおり7議案全て可決すべきものと決しました。議員全員の賛成により可決していただきますようお願いして、報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。日程第5、議案第1号、平成28年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く） 10. 教育費。議案第7号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成28年度町立辰野病院事業会計予算。議案第12号、平成28年度辰野町介護保険特別会計予算。以上6議案を一括議題といたします。福祉教育常任委員会における審査結果を、福祉教育常任委員長、堀内武男議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（堀内）

それでは本定例議会初日に、福祉教育常任委員会に付託されました予算関連議案について、議案第1号、歳出の内、3. 民生費、4. 衛生費（水道費を除く）、10. 教育費。議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第12号、トータルで6議案であります。去る10日、11日の両日、委員全員出席し、担当課職員の同席を求め慎重に審査を行いました。以下、順を追って審査の結果を質問に対する回答という形で述べます。議案第1号、平成28年度辰野町一般会計予算、歳出の内、3. 民生費であります。前年当初予算と比較し12.8%の増額となっております。臨時福祉給付金につきましては1人3万円を非課税世帯の2,600人に対して5月末から、年金生活者支援臨時福祉給付金として3,000円を4,000人に対して8月受付で支給するとのこと。また、「国において保育園等の待機児童が問題になっていますが、辰野町の28年度の予測は」との質問に対し「定員585人に対し84%の予測数で1園以外は定数割れである。20人以下の小規模保育に該当する所はなく、また未満児希望が減少に転じている」とのことです。また、保育園は28年度から全園での延長保育が始まりますが、少子化を見据え10年先を考え、統合整備を検討する時期ではないかとの意見も出されました。また日赤奉仕団事務においては、団員確保の対策として各地区で運用を始めた男性の参加を可として男性用の上着の整備を行うという予算を計上、今回されております。保育園の運営につきましては、小野保育園の耐震の補強工事が行われますけれども、保育をする中での改修工事であり、工順の工夫、昼食確保、安全対策等課題があります。老朽化が進んでおり早

期の着工を感じました。なお、改修後は0歳児の保育を実施するとの見解です。病時・病後時保育を箕輪町のいちごハウスにお願いして運用していますが、自宅から遠くまた、勤務が逆方向の場合はほとんど活用できないため、町内への設置要望が多い中で、現状では辰野病院での運用は医師不足、場所等の問題で難しいとの判断ですけれども、開業医に願う手もあるのではないかとの意見も出されました。続きまして衛生費について報告いたします。前年当初予算に比較し0.8%の増額で、ほぼ横ばいの状態となっております。環境衛生事業として太陽光発電システム設置補助は3基を予定しておりますが28年度で終了の予定とのことでございます。町保健対策推進事業として妊婦一般健診を23回分補助、新規事業としてママサポート事業、幼児フッ化物塗布事業等盛り沢山でございます。これは人口減少防止に繋がればと期待しております。訪問看護ステーションは正規看護師1名を増員し3人体制、及び非常勤職員3人体制での施設看護から在宅看護への移行充実を図るということで成果を期待しております。次に教育費について報告します。前年当初予算に比較し25.2%の大幅減額でありますけれども、これは西小学校体育館改修工事が終了したためのもので、他の事業はほぼ前年並みの予算となっております。教育委員会事務として、学校適正規模・適正配置審議会を立ち上げ、17人程度を各方面より委員を選任し、当面5回の委員会開催の報酬を予算計上しています。5月の教育総合会議で検討をスタートし、1、2年を掛け方向付けを行いたいとの見解が述べられました。学校集金システムの構築がされておりますが、学年費、給食費、PTA会費がインターネットバンキングで引き落とされております。川島小学校はまだ行っておりませんが、このシステムの確立により現金を学校に持っていない安全さとともに、滞納の防止及び先生の管理負荷減に繋がっているとの報告がありました。その委託料が予算計上されております。学童クラブにつきましては西小、東小等253名の申請があります。1人1,000円が町により補助されるため、保護者の負担は5,000円となります。美術館であります但馬が築後39年を経過し、かなり老朽化をしておりますが、その中で特別展示事業として現在広域で検討されています、信州シルクロード連携での展示を計画したいとのことです。町民会館管理運営事業で、28年度舞台吊物設備の改修工事が行われますが、相対的に舞台の使用料が安く、休日の活用が目白押しであり職員の負荷が非常に大きくなっています。町外からの使用も多く使用料の見直し、及びオペレーター代や技術料の見直しが必要ではないかとの意見が出されました。スポーツ公園管理事業としてボランティアの要請を行政がセンター的な立場で旗振りを行い、環境整備に

繋げ公園の再生を行うことが必要であるとの提言がなされました。以上、本定例会、福祉教育常任委員会に付託された平成28年度一般会計予算は、全て委員全員一致で可と決しました。次に特別会計予算について報告いたします。議案第7号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計予算についてであります。前年当初予算に比較し2.3%減額になっています。高額医療費に左右され、非常に厳しい運営を強いられています。医療費削減のため特定健康診査の受診率向上、特定保健指導、健康教室の開催と後発医薬品の利用促進による経費削減が急務であり、平成28年度保険税は据え置くけれども、29年度を見越しての検討が必要であるとの見解です。いずれにしても30年の都道府県財政運営移管を見据え、町の国保としての健全な財政運営と医療費の削減が大きな課題と捉え、推進が必要と判断します。議案第8号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算についてです。前年当初予算に比較し8.6%減額になっています。これは第一診療所と川島診療所が該当し、担当医師の高齢化と看護師の手当が厳しい中で、28年度は診察日を週1日減らし各々週1回の診察にて対応することになるということです。本年度は一般会計からの繰り入れを行わずに対応しますが、経費を減らす中でも実質は赤字運用であり、アンケート結果を分析し今後の運用について早期に決断するよう意見が出されました。議案第9号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。前年当初予算と比較し3%増額になっています。医療保険料歳入は1.8%増額ですが、不足分は一般会計繰入金で対処します。平成28年度は2年毎の保険料率の改定される年とのこと。議案第10号、平成28年度町立辰野病院事業会計予算について。前年当初予算に比較し0.7%増額になっています。電子カルテが導入され混乱をなく移行されました。今後個人のデータ蓄積ができ管理の一元化で健康管理に繋がり、信大病院、信州メディカルネットとのデータの共有もでき、期待するところが大きいです。医師確保にむけ信大、人材バンク、諏訪日赤等、いろいろのチャンネルでアプローチしていますが、医師不足解消の見通しは非常に厳しい状態にあるとの見解です。続きまして議案第12号、平成28年度辰野町介護保険特別会計予算について。前年当初予算に比較し5.7%の増額になっています。28年度認知症支援事業として認知症初期集中支援チームを伊那市と共同で伊那神経科病院内に設定し、増え続ける認知症に対処し平成30年までに運用を開始します。また介護予防・生活支援サービス事業や地区一般介護予防事業の仕組みが変わります。運用見守りが必要と判断いたします。以上、特別会計予算は、全て委員全員一致で可と決しました。なお、3月14日、4ヶ所に対する現場視察を行い担当職員立会の下、説明

を受け、計画の必要性を確認いたしました。特に南小学校改修工事は平成27年度の緊急補正予算ですが28年度への繰り越し事業であり、緊急性の確認のため、あえて現場審査に加えました。実情は思った以上にひどい老朽化状況であり、現状での安全を確保した状態で早急な事業実施の必要性を感じました。以上、本定例会、福祉教育常任委員会に付託された予算議案について慎重に審査の結果、全て委員全員一致で可と決しました。全議員の賛同をいただき可決下さいますようお願いいたします。なお、委員会審査において町長に対する要望事項が1件出されましたので申し上げます。地域包括システムの構築によるスムーズな切り替え運用の推進についての要望でございます。この趣旨内容はすでに文書で説明済みですので、ここでは省きますが、いずれにしても介護事業者、地区介護予防事業の負荷は非常に大きいものがあり、事業の安定化が必要でございます。以上、初期の目的を全うするために行政がその推進センターとしての機能を発揮し、切り替え時期を明確にするとともに、システムを早急に定着し、予算執行をする中で総合的に推進することを要望いたします。以上、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。ただ今の審査結果報告の中に、要望事項等がありましたので町長より答弁を求めます。

○町 長

それでは総務産業常任委員会及び福祉教育常任委員会の方よりご要望いただきましたので、お答えをしたいと思います。まず、簡易水道の上水道事業への統合及び農業集落排水処理事業の公共下水道事業への統合に向けた取り組みの強化についてであります。まず、簡易水道の上水道事業への統合でございますけれども、経営統合を目指し、各簡易水道施設整備基本計画を策定し、各水道組合と協議しながら資産台帳の整備、メーター交換、料金体系の見直し等、統合に向けて段階的に準備を進めてまいりたい、こんなふうに思っております。平成28年度の事業予算の中でも簡易水道施設整備基本計画策定業務委託及び穴倉沢の水源整備等に予算を盛っております。続きまして農業集落排水処理事業の公共下水道事業への統合でありますけれども、やはり平成31年度の公営企業法適用化に向けて、各特別会計の経営戦略や償却資産データ整備を計画的に行い、下

水道事業全体を分析する中で、農業集落排水処理管理組合と協議しながら受益者負担金や、使用料の見直し等も進めてまいりたい、こんなふうに考えております。続きまして福祉教育常任委員会からいただきました地域包括システムの構築によるスムーズな切り替え運用の推進についてお答えを申し上げたい、こんなふうに思います。この事業につきましては平成28年度より開始をするということをございまして、介護予防、日常生活総合事業、略して総合事業につきましては、住民への普及啓発に努め、地域、NPO法人、各サービス事業者との連携を強化し、地域包括ケアシステム構築の一部としてご要望いただいたように推進をしてまいりたい。こんなふうに思います。以上であります。よろしくお願いたします。

○議 長

次に、委員長報告の行われました日程第4、議案第1号から日程第5、議案第12号までについて一括して討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより採決いたします。はじめに議案第1号、平成28年度辰野町一般会計予算についてを採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号、平成28年度辰野町一般会計予算については委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第2号、平成28年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成28年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第5号、平成28年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。議案第7号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計予算。議案第8号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計予算。議案第9号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、平成28年度町立辰野病院事業会計予算。議案第11号、平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計予算。議案第12号、平成28年度辰野町介護保険特別会計予算。以上、11議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。本案に対する各委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するに



ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第12号につきましては、委員長報告のとおり可決されました。日程第6、議案第25号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第25号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第9号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第25号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第28号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第28号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第28号、平成27年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は3時10分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 14時 52分

再開時間 15時 10分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第8、請願・陳情について。本定例会初日に福祉教育常任委員会へ付託となりました陳情についてを議題といたします。陳情第2号、放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書。審査結果を福祉教育常任委員長、堀内武男議員より報告を求めます。

○福祉教育常任委員長（堀内）

それでは本定例会初日、福祉教育常任委員会に付託されました陳情1件について、3月11日、委員全員出席のもと慎重に審査を行いましたので、その結果について報告をいたします。陳情第2号、放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書。提出者は宮田の環境を守る会、会長、宮田村議会議長、田中一男氏であります。陳情趣旨は平成27年5月に事業者より村内、松の原工業団地内に一般廃棄物の最終処分場建設計画の意向が唐突に出され、その後、産業廃棄物も取り扱うこと、更に、埋め立て廃棄物に国の定める基準値以下の放射性物質含有の焼却灰、飛灰、汚泥を含むとの事業計画概要が示されました。その中で、多くの不安と問題を抱えており、到底容認できないこと。先人から継承してきた豊かな自然環境と水質を守り、将来に引き継ぐことは、天竜川水系の上流に位置する市町村の義務であると思われまます。そのために建設反対の意見書を長野県知事、及び長野県議会議長に提出してほしいとするものであります。審査の中で「国の定める基準値以下とはいえ、放射性含有物質の焼却灰、飛灰、汚泥が県外より持ち込まれ、埋められることは問題である」「河川の近くであり、水質汚染、大気汚染に繋がる要素があり容認できない」「上流に位置する自治体として汚染に対する積極的な影響は受けないと判断するけれども、信州のイメージダウンに繋がる要素となる」「広域連合議会における審査状況に準じても良いのではないか」

「提案者が項目に拘らないとのことであり、採択で良いではないか」等の意見が出されました。審査の結果、全員一致で採択とし、意見書を提出することに決しました。ここに委員会における審査結果を報告し、全議員の賛同をいただきますようお願いし、委員長報告といたします。

○議 長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

（質疑 なし）

○議 長

質疑を終結いたします。討論を行います。ありませんか。

(討論 なし)

○議 長

討論を終結いたします。これより陳情第2号、放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の採択を求める陳情書についてを、採決いたします。お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり採択と決しました。日程第9追加提出議案の審議について。議案第38号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は3月9日全員協議会で報告いたしました地方創生加速化交付金事業と保健福祉センターの浴室天井裏修繕、しだれ栗森林公園倒木処理にかかる補正予算であります。この補正総額は5,084万円の追加であり、予算総額は89億2,145万3,000円となります。その概要を申し上げますと、歳入につきましては国庫支出金、財政調整基金繰入金の増額であります。歳出につきましては総務費の地方創生加速化交付金事業の増額です。町単独の申請事業として地域食材の加工、流通、販売拡大を促進させる辰野町食の革命事業を計上し、県や他市町村との広域連携申請事業として信州フューチャーセンター事業ほか3事業について計上しました。民生費では経年劣化で浴室天井裏のハンガーの変形、ビス抜け等が確認された保健福祉センターの修繕料です。農林水産業では1月から2月の雨水により広範囲に発生した、しだれ栗森林公園内の樹木幹折れ、倒木の伐採撤去にかかる委託料です。なお、地方創生加速化交付金事業につきましては平成28年度への繰越手続きを行い、繰越明許費として事業を実施いたします。また、本事業について2月15日に国へ実施計画を提出しました。国から示されている日程では3月上旬までに審査を行い、3月中旬までに交付対象事業を決定、各自治体へ通知することとされていますが、本日まで連絡がまだございません。今後の

国の決定に伴う変更が生じた場合、専決補正予算をお願いして修正させていただきたいと考えております。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますのでご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第38号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第38号、平成27年度辰野町一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり可決されました。日程第10、議員提出議案の審議について。発議第1号、放射性物質を含む廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第1号 朗読)

○議 長

ここで提出者であります、堀内武男議員より趣旨説明を求めます。

○堀内(6番)

それでは議員発議1号について、趣旨説明をいたしますが、この発議1号は先般、宮田村から出されました陳情に対する内容で決議がされた内容を意見書にしたものであります。本意見者は宮田村に計画している県外から持ち込まれる放射性物質を含む廃棄物の最終処理に対して、断固反対し、事業許可を与えないこと。もう1点は県条例の見直しにより長野県の自然環境と河川、地下水などの資源を将来にわたって守ることを要請するものであります。議員全員の賛同をいただき本意見書を提出いただきたく、よろしく可決くださいますようお願いし、趣旨説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより、発議第1号、放射性物質含有の廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の提出についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって発議第1号、放射性物質を含む廃棄物最終処分場建設反対を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。発議第2号、安全保障関連2法の廃止を求める意見書の提出についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長

(発議第2号 朗読)

○議長

ここで提出者であります、根橋俊夫議員より趣旨説明を求めます。

○根橋(2番)

それでは趣旨説明を行います。昨年の通常国会に政府提案されました国際平和支援法及び平和安全法制整備法については昨年の9月議会において当議会としては制定しないよう求める意見書を内閣及び国会に提出をいたしました。しかし、その直後の9月19日に強行採決により成立をいたしました。これらの法律の内容については、今までいく度となく議会でも議論してまいりましたが、戦後、歴代の政府が否定をしてきた集団的自衛権の行使を可能とするものであり、憲法学者の圧倒的多数や最高裁判所を含む裁判官経験者、内閣法制局長官経験者が憲法違反であることを明確に指摘をしております。いわば、憲法解釈の専門家はその政治的立場を越えてこぞって憲法違反であると指摘をしているのです。憲法違反である法律は憲法第98条の規定により効力を有しないことになっています。無効の法律を放置することは法治国家としては、あり得ないことです。よって、国権の最高機関である国会は政治が人の支配ではなく法によって行われるべきであるという立憲主義の趣旨から憲法違反である法律を一刻も早く両院の議決に

よって廃止をするべきであると考えます。現行憲法下において、我が国の安全保障政策を具体的にどのように進めるかについては、政治的立場によってさまざまな意見があります。特に北朝鮮、中国などとの領土問題への対応に関して日米安全保障条約に基づき武力を抑止力として活用しながら対処していくという考え方もありますけれども、私は武力による国際紛争の現実的な解決はあり得ないということは、中東やアフリカなどの現在の紛争の状況を見れば明らかであると考えます。問題はそうした様々な意見を議論をする以前に国民主権、基本的人権、平和主義という憲法の基本原理が機能をしている国会、国のあり方が、まず絶対に必要であるということです。もしそれが保障されないならば、時の権力者が国会議員の多数に頼って国を身勝手に支配することになり、まさに独裁国家になってしまうからです。こうした状況を踏まえて5野党が国会に対して安全保障関連2本の廃止法案を提出をしております。よって、今こそ国会に対して国際平和支援法及び平和安全法制整備法を廃止をするよう求める意見書を提出すべきであると考えます。議員全員の賛同により、可決くださいますようお願いして趣旨説明といたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。先に質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結します。続いて、討論を行います。原案に反対者の発言を求めます。

○成瀬(13番)

私は今議会に出されました発議第2号、安全保障関連2法の廃止を求める意見書の提出に対し、反対の立場で討論をいたします。安全保障関連法案に関しましては辰野町議会でも、さんざん議論はされてきております。今回はいろいろ申さず、結論のみ言わせていただきます。議員の皆さんご承知のように辰野町議会ではすでに、平成27年6月定例会、安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の提出についての陳情書を6月12日、定例会最終日に審議し、採決の結果、採択と決し、同日関係者へ意見書を提出しております。また平成27年9月定例会におきましては、安全保障関連法案の廃案を求める意見書提出についてを9月17日定例会最終日に審議し、採決の結果、採択と決し、同日関係者へ意見書を提出いたしました。その後、情勢に変化はなく、議員発議第2号による意見書の提出は単なる繰り返しでありまして、辰野町議会として再度意見書を提出するこ

とに対しては全く意味がないことと考えます。よって、議員発議 2 号、安全保障関連 2 法の廃止を求める意見書の提出に大しては反対いたします。

○議長

次に原案に賛成者の発言を求めます。

○向山（3 番）

私は、安全保障関連 2 法の廃止を求める意見書の採択に賛成の立場から討論に参加いたします。私は今回このような意見書を提出せざるを得ないということ、大変残念に思っています。言うまでもなく、我が国は法治国家であり立憲主義の国です。憲法は我が国における最高法規であって憲法の下に全ての法令が定められ、政治をはじめとする国家権力はこれを守らなければなりません。憲法が国家を規律する、これが立憲主義であり、近代国家のあり方の基本原則であります。この立憲主義について、こともあろうに安倍首相は国会で「王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方」と答弁しています。しかし安倍首相の言う「王権が絶対の権力を持っていた時代」とは絶対王政の時代であり、そもそも国王が権力を独占し、権力を乱用し、国民が虐げられることが多い時代でありました。それに対して市民革命によって絶対王政が倒され、憲法が権力を縛るという考え方が出てきました。乱用される危険が大きい権力は憲法で規律する。この考え方が日本国憲法に引き継がれ、我が国は立憲主義の国と言われていることは周知のとおりであります。憲法は本質的に国民を縛るものではなく、権力を縛る、権力の行使を抑制するものです。権力者は謙虚であらなければなりません。それが立憲主義の底に流れる基本的な考え方です。安倍首相の立憲主義についての認識は全く誤っていると言わざるを得ません。法案を成立した以降、安倍首相は「一連の安保関連法について国会では憲法に違反しない」と答弁しながら、一方では憲法違反の指摘を受けなくてすむように憲法を改正しようと言いつけているわけです。これは全く逆です。憲法違反の疑いのある法律を作るのではなく、必要があるのならば憲法を改正してから法の整備を行うべきなのです。憲法 9 条をどう解釈しても集団的自衛権の行使を認めているという解釈はできません。そして集団的自衛権の行使は憲法に違反しているとした名古屋高裁の判決は確定した判例として今日に至っています。そもそも一連の安保関連法は一昨年、政府が一方的にこれまでと全く異なる憲法解釈の変更をし、集団的自衛権を容認したことから始まっています。つまり政府は裁判でも憲法違反とされている集団的自衛権の行使を自ら勝手に憲法解釈の変更によって容認し、更に法律によって正当化しようとし

した。国民の負託を受けた国権の最高機関である国会はこの憲法が定める基本原則、すなわち平和主義、戦争の放棄に逸脱した法律を制定し、その法律がまさに施行されようとしています。我が国は戦争のできる国へと大きく舵を取り、そのことによって我が国と国内外の国民への危険性が大きく高まろうとしています。違憲状態は速やかに解消しなければなりません。地方自治体はこの国を形作る基本の1つであり、その議会としてこの国の将来に関わることについて憲法を守るよう求めていくことは大変重要な役割と考えます。憲法違反の法律の廃止を求める意見書について、すでに我が国は6月、9月に意見書の採択をしています。いずれもそれが守られることなく情勢はますます悪化しています。よって、本議会がこの意見書を採択されるよう訴えて、私の討論といたします。

○議長

ほかに討論はありませんか。

○小澤（8番）

私は今回の安全保障関連2法の廃止を求める意見書の提出について、反対の立場から討論いたします。本法案は平成27年9月19日、十分な審議の上、参議院本会議において安全保障関連法として可決成立した法案であります。意見書提出に反対の理由は、この法案が憲法違反の法律であるとし、憲法違反の根拠として憲法学者や内閣法制局長官経験者、最高裁長官経験者が違憲と談じたからとしています。違憲か合憲かはご存知のとおり最終的には最高裁判所が下すのであって、今現在、最高裁判所が違憲と判断したということも聞いておりません。したがって現段階で違憲と言うのは間違っていると言わざるを得ません。このように法案が修正されたとか、最高裁判所が違憲と判断したということも聞かない以上、この法案成立時と状況は同じですので廃止するための意見書提出には反対いたします。私は以前にも言いましたが「私をはじめ、ここにいる皆さん方、町民、そして日本国民のほとんどの方々には戦争は嫌だ、戦争だけは絶対にしては駄目だと思っています」と言いました。今もこの法案は子どもたちに平和な日本を引き継ぐために、そして日本と世界の平和を守るために必要な法案であり、戦争を防ぐ平和安全法制であり、日本を守るために必要な安全法制であると思っています。むしろこの法案は日本を守るという点から必要な法案と思いを強くしております。と、言うのは我が国を取り巻く状況は法案成立時より厳しいものになっております。最近のいつミサイルが発射されるか分からない北朝鮮問題。また無人島がいつの間にか軍事基



地化するなどの南シナ海問題に見られるように、安全保障環境におけるリスクが数段高まっており、日本の平和と安全を我が国1国だけで守るのは困難な状況にあります。廃止を訴える方の中には日本は70年間1人の戦死者も出さずに、平和の歩みを続けてきたと言います。しかし、それは安全保障条約に基づくアメリカと友好国の下で日本の平和と安全が保たれてきたからではないでしょうか。それは今回の法案が成立したことを世界の友好国から歓迎されたということは、ある意味、世界第3位の経済大国であるならばそれなりの責任を持つべきという友好国の長年の思いが適ったという裏返しではないでしょうか。しかしアメリカにおいて、これまでの法案整備の遅れは今回の大統領選挙におけるトランプ氏の「日本との安全保障は不公平」との言葉となってアメリカの全土、更に世界各国に広がっています。したがって、この安全保障関連2法が廃止などということになれば、日本は世界の中で四面楚歌の状態に置かれることとなり、日本の平和と安全とが保たれなくなる可能性が大きいと思います。日本の平和と国民の命と平和な暮らしを守り抜くために、安全保障関連2法は必要です。ゆえに、この安全保障関連2法の廃止を求める意見書の提出には反対いたします。以上です。

○議長

ほかに賛成者の意見、ありますか。

○瀬戸（9番）

私は安全保障関連2法の廃止を求める意見書の提出に賛成の立場から発言します。平和と安全法制整備法と国際平和支援法の2法は法案策定までの手続きが立憲主義、国民主権、議会制民主主義に反することであり、これまで政府が憲法9条の下では違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能とし、アメリカなどの軍隊による様々な場合での武力行使に自衛隊が地理的限定なく、緊密に協力するなど憲法9条が定めた戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認の体制を根底から覆すものです。ここに憲法9条を分かりやすく説明している『新しい憲法の話』という冊子があります。これは1947年8月2日に当時の文部省が同年5月3日に交付された日本国憲法の開設のために新制中学校、1年生用の社会科の教科書として発行しました。この中の9条についてのページでは「こんどの憲法では、日本の國が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、

けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの國よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。もう一つは、よその國と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの國をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、國の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその國となかよくして、世界中の國が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の國は、さかえてゆけるのです。」とあります。これが憲法9条です。政府は北朝鮮や中国の脅威を挙げ、集団的自衛権が必要だと親密な関係の國が攻撃された時に、日本が一緒になって反撃できるよう憲法改正の手続きを経ることなく、我が国の最高法規である憲法の条項に対する解釈を都合の良いように変更してできたものが安全保障関連2法です。憲法違反の法律であることは明確です。そして私は日本はいつから武力で平和を守ることになったのか、私はそういう記憶はありません。

ノーベル平和賞候補となった日本国憲法第9条を守り広げること。平和主義、戦争や武力行使、暴力に反対し、紛争の解決を求める手段として例外を認めない、絶対的な非暴力、非軍事力、対話による外交により平和の追求や実現、維持を求めることこそが国際紛争を解決することができることと私は考えます。私は憲法を守らなくてはいけない地方議会として、最も憲法を守らなくてはいけない国会へ、憲法違反によって作り上げられた安全保障関連2法の廃止を求める意見書を提出すべきと考えます。

○議長

ほかにありますか。

(なし)

○議長

討論を終結します。発議第2号、安全保障関連2法の廃止を求める意見書の提出についてを採決いたします。本発議には反対の意見がありますので、起立により採決します。お諮りいたします。発議第2号、安全保障関連2法の廃止を求める意見書の提出について賛成の議員の起立を求めます。

(起立 3名)

○議 長

起立少数であります。よって発議第 2 号は、否決されました。日程第11、辰野町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。お諮りいたします。選挙につきましては地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦の方法にしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。続いてお諮りいたします。指名推薦の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。ただ今から選挙管理委員 4 名、及び同補充員 4 名の指名を行います。事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長

(朗 読)

○議 長

お諮りいたします。ただ今の選挙管理委員及び同補充員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、ただ今、指名いたしました、選挙管理委員 4 名、及び同補充員 4 名が当選されました。次に、補充員の繰り上げ順位を決めます。最初に抽選の順番を決める、抽選を行います。小野・川島・上島地区、伊那富地区、唐木沢・辰野地区、竜東地区からそれぞれ 1 名が当選されましたので、この順に抽選して順番を決めます。

(係長 入場)

○議 長

各地区の代表者の席を回りますので、抽選を始めてください。

(代表者席に職員が回り、抽選を行う。)

○議 長

それでは、抽選の順番を事務局長に報告いたさせます。

○議会事務局長

(地区の順番を報告)

○議 長

続いて同じく地区の代表者により、繰り上げ順番の本抽選を行います。抽選を始めてください。

(代表者席に職員が回り、抽選を行う。)

○議 長

抽選の結果を事務局長に報告いたさせます。

○議会事務局長

(繰り上げ順に氏名を報告)

○議 長

ただ今の報告のとおり、補充員の繰り上げ順位は決定いたしました。日程第12、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務産業常任委員長、福祉教育常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。お諮りいたします。辰野町議会会議規則第72条の規定により、各委員長申し出のとおり議会閉会中の継続審査を認めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。以上で本定例会の日程は、全部終了いたしました。ここで、町長から挨拶を受けます。

○町 長

3月1日に開会いたしました、第2回辰野町議会定例会に議案訂正等、お願いいたしましたけれども、追加を含めて38議案、全てを可決いただきましてありがとうございました。特に今議会は平成28年度予算を決める重要な議会であり、更に第五次総合計画後期基本計画初年度、人口減少が続く現状に立ち向かう「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、補正予算や学校補修予算などと幅広い分野にわたってご協議をいただきました。

また、一般質問では教育、道路、医療、福祉、防災などなど町の将来を思いご意見、ご提案をくださった議員各位に感謝申し上げますとともに、定年を迎える職員に対しまして温かいお言葉を賜り、ありがとうございます。平成28年度も従前に増して厳しい財政下ではありますが、引き続き議員各位や町民皆様の英知をお借りしながら、職員ともども事業を遂行してまいります。各位におかれましては、ますますご健勝、ご多幸をご記念申し上げ3月定例議会閉会にあたってのご挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長

以上で、本日の会議を閉じます。これをもちまして3月1日に開会しました平成28年第2回辰野町議会定例会を閉会といたします。17日間の長丁場、大変ご苦労さまでした。

さて、3月末をもって定年退職いたします、飯澤誠、産業振興課長、石川あけみ、こども課長、お二人より挨拶をしたい旨の申し出がありました。また、本年度末を持ちまして上伊那広域連合の派遣元に戻ります桑澤英明、生涯学習課長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。初めに、飯澤誠、産業振興課長。

○産業振興課長（飯澤）

定年退職にあたりまして一言、御礼のご挨拶を申し上げます。私は昭和53年7月に奉職以来37年9ヶ月、辰野町役場にお世話になりました。議会では平成18年度から3年間を議会事務局の庶務係長として、また平成23年度から2年間を議会事務局長、そして3年間を産業振興課長として議員の皆さま方の温かいご指導の下、大変お世話になりました。この間、地方分権が進み自治体は自己決定、自己責任となり民意を吸収した議会の役割はますます重要となってまいりました。町も人口減少時代に知恵を出し、住み続けたい、帰りたい、住んでみたい町を目指し、歩み出しております。このような状況下、議員の皆さまには、なお一層、ご健勝でご活躍されまして町とともに辰野町議会がますますご発展されますことをご祈念申し上げまして、御礼のご挨拶といたします。長期にわたりまして大変お世話になりました。ありがとうございます。

（議場 拍手）

○議長

次に石川あけみ、こども課長。

○こども課長（石川）

貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。退職にあたりましてお

礼を申し上げさせていただきます。私は昭和53年4月に役場に奉職をさせていただきましてから38年間いろいろな職場で働かせていただきました。その間、住民の皆さまをはじめ、多くの皆さま方に支えていただきまして、今日を迎えることができました。特に今年度は課長職といたしまして、議場のみならずさまざまな形で議員の皆さま方には何かとお世話さまになりましたこと、厚く御礼申し上げます。この席で議員の皆さま方から質問をいただきまして答弁をさせていただきましたことは、私にとりまして非常に貴重な体験となりました。また、皆さま方がいかに真摯に町のことをお考えいただいているかを知り、感銘を受けております。今後も皆さま方がご健勝で更なるご活躍と辰野町議会の更なるご発展をご祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。大変お世話さまになりました。ありがとうございました。

(議場 拍手)

○議 長

続いて桑澤英明、生涯学習課長。

○生涯学習課長(桑澤)

定年退職ではございません。平成25年から役場の方にお世話になりまして丸3年経ちました。元々の職場でありました上伊那郡町村会、それから現在の元であります上伊那広域連合、ここでは派遣、あるいは研修、異動というものが一切ございませんでした。したがって、辰野町へ来る時はすごい不安でまいりました。ましてや、こんな年くってから来たもんですから、本当に務まるのかなっていうことで悩みました。しかしながら議員の皆様はじめ、理事者の皆さま、課長をはじめとする職員の皆さま、それから支えていただいた地域の皆さま、こういった皆さまのご指導、ご支援をいただいて何とか務めることができたかなというふうに考えています。広域連合では経験することができないことをいっぱい経験、体験させていただきました。もう本当に日々心地よい緊張感の中で充実感、あるいは満足感、こういったものが本当に半端じゃなかったなっと思っています。4月からまた広域連合の方へ戻ることになりました。この経験を生かして、また取り組んでまいりたいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

(議場 拍手)

○議 長

それでは改めて3名の課長さんに、ねぎらいの拍手をもう一度お願いします。

(議場 拍手)

10. 閉会の時期

3月17日 午後 15時 58分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番